

# 序章

## 1 計画作成の背景と目的

本市は、縄文時代からヒスイを加工して交易していた世界最古級のヒスイ文化発祥の地です。日本海と頸城山塊・飛騨山脈に囲まれ、幾筋もの谷沿いに人々の生活が営まれてきました。中世から近代には、加賀街道と松本街道が交差し、海上からは北前船が往来する交通の要衝として栄えてきたことにより、文化の十字路（交差点）として、東と西、海と山が出会い交流するまちとして固有の伝統文化を育んできました。また、人々の暮らしに息づく風俗・慣習も数多く受け継がれています。

糸魚川市総合計画では、目指すまちの将来像を「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」とし、「翠」に象徴される地域固有の資源と地域特性を磨き、未来へつなげていくことを目指しています。また、平成 21（2009）年 8 月、日本初のユネスコ世界ジオパーク（当時はユネスコ支援プログラム）に認定されました。その後は、地形・地質遺産とこれらに関係深い自然遺産や歴史・文化遺産の見学地（サイト）の科学的価値を整理しつつ、リスト化と整備を進めてきました。これらのサイトは、国内の法令（文化財保護法や自然公園法、県・市文化財保護条例など）で保護していくことが推奨されており、文化財保存活用地域計画はまさに時機を得たものと言えます。

総合計画における将来像を実現するためには、所有者、市民、地域、事業者、行政が一体となって、地域の文化財を保存し継承する施策と観光、教育、地域振興など活用の施策を両輪として推進していく必要があります。

平成の大合併以降、市の最大の課題である過疎化、少子高齢化を食い止めるべく様々な施策が講じられましたが、残念ながら今日まで人口減少には歯止めがかかっていません。この過疎化、少子高齢化は、市内の経済や教育、市民生活に大きな影響が出るだけではなく、文化財を取り巻く環境にも少なからず影響が及んでいます。しかも、市の施策の中で「文化財の保存・継承」は、市民に必要性があまり認識されておらず、意識の醸成も課題となっています。

これらのことから、本計画は、大地に根付いた人々の暮らしや未指定の文化財に光を当て、この地で育まれた歴史文化に誇りを持ち、それぞれの地域で未来につなぐ「輝きのまち」を実現することを目的とします。

### ジオパークとは

ユネスコ世界ジオパークは、地球科学的な価値のある地形や地質が物語る大地の成り立ちと、その上に存在する動植物や生態系、私たち人間の暮らしや歴史文化がどうつながっているのかを知り、それらの高い関連価値を活用することによって、持続可能な地域社会を実現する取り組みです（図1）。ジオパークは、これらすべての価値ある資源が、保護と教育、持続可能な開発の総合的な視点から管理された地域とも言えます。

このようにジオパークは、文化財を含めた地域の資源の保護と保全を基礎にした、さまざまな活動と共同し、取り組んでいくことが求められています。

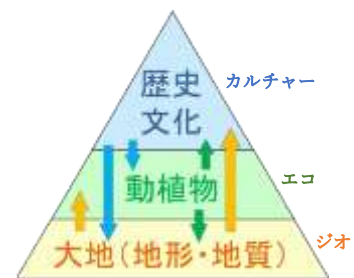


図1 ジオパークの3要素

## 2 計画期間

計画期間は、上位計画である総合計画との整合を図り、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

また、文化財を取り巻く環境や社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 3 地域計画の位置付け

本計画は、平成31（2019）年4月1日施行の改正文化財保護法の趣旨を踏まえ、同法第183条の3に基づき作成するもので、文化庁長官の認定を受けた法定計画として位置付けられ、本市の文化財行政を効果的かつ総合的に推進するためのものです。

また、本市の最上位計画である糸魚川市総合計画における文化財分野を詳述する計画として、分野別の関連計画と連携を図りながら、より詳細かつ具体的な措置に踏み込んだ計画とします。

本計画は、新潟県文化財保存活用大綱を勘案するものとします。

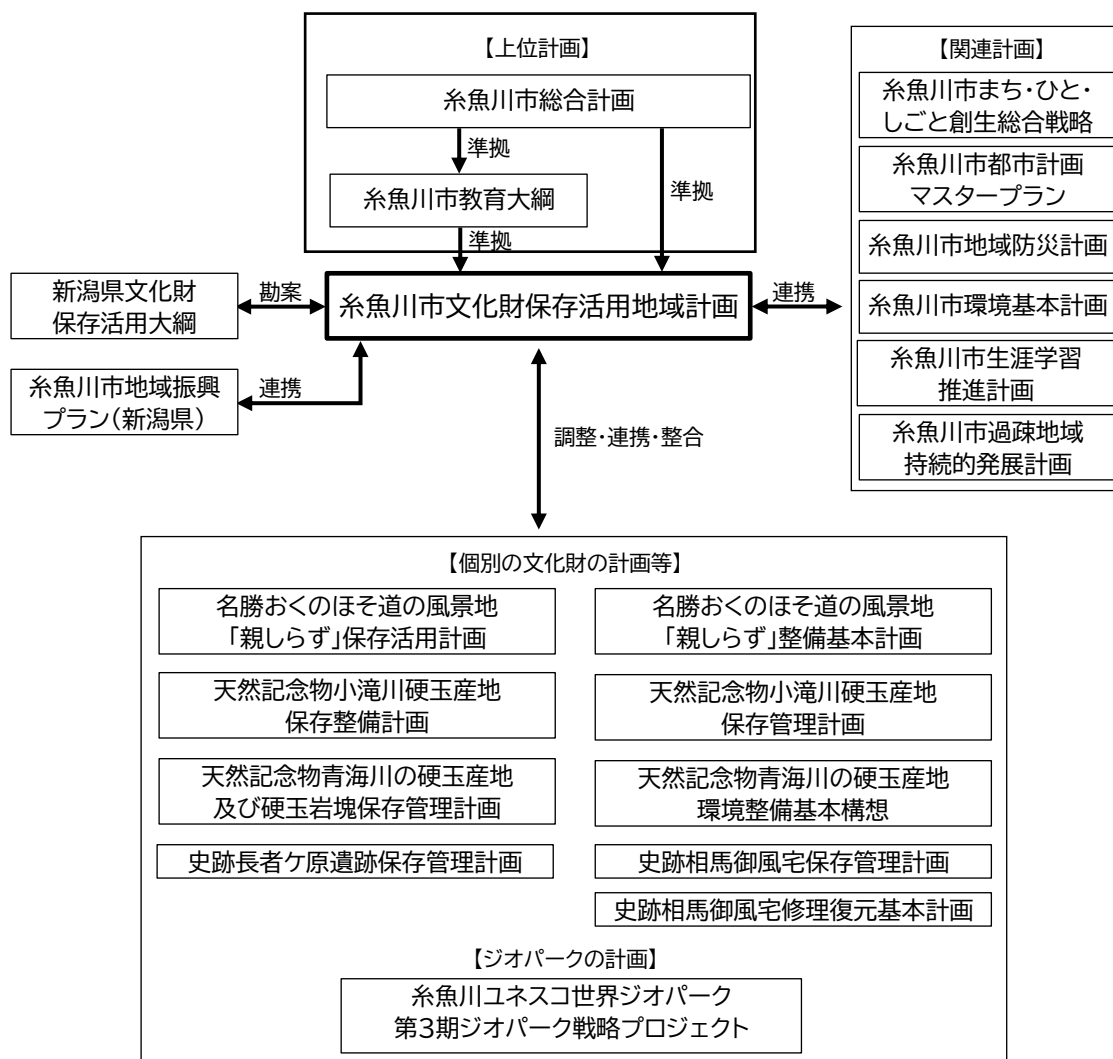


図2 計画の位置付け

(1)糸魚川市の行政計画

ア【上位計画】

(7)第3次糸魚川市総合計画

(策定年月：令和4(2022)年3月 計画期間：令和4～10年度)

項目	本計画に関わる内容
将来像	翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち
施策	<p>【郷土愛にあふれ夢をかなえる人づくり】</p> <p>&lt;基本方針&gt; ふるさと糸魚川に誇りを持ち、愛する心を育むため、文化財や伝統文化の保存と活用を図ります。</p> <p>&lt;施策の方向&gt;</p> <p>○文化財の保存と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民、事業所、行政がそれぞれの役割を担い、協働により文化財を守り、活用し、伝える体制を築くとともに、歴史・文化による魅力ある地域づくりを行うため、糸魚川市の文化財の総合的指針となる文化財保存活用地域計画を策定します。</li> </ul> <p>○伝統文化の継承と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●伝統文化を次世代に継承できるよう、講座等学習の場の提供、映像記録の収集と活用を行うとともに、地域及び同様の文化財継承団体との連携、協力体制の構築を図り、伝承・保存活動を支援します。</li> </ul> <p>○文化財の適正収蔵と公開の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財を適正に保存・活用するため、展示や管理運営方法を見直し、既存施設の有効活用等による施設整備を図るとともに、計画的な企画展、特別展、巡回展の開催などによる指定文化財の積極的な公開と解説の機会増を図ります。</li> </ul> <p>○博物館施設の充実と活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フォッサマグナミュージアムや長者ヶ原考古館において、糸魚川の貴重な自然・文化資源や資料を研究・収蔵し、その成果を展示・教育活動を通じて分かりやすく発信します。</li> <li>●フォッサマグナパークの断層露頭の保全と枕状溶岩の野外展示の改良を行い、周辺の自然・文化資源との回遊性を考慮した保全と整備を進めます。</li> </ul>

(4)糸魚川市教育大綱

(策定年月：平成30(2018)年3月 計画期間：平成30～令和5年度)

項目	本計画に関わる内容
基本方針	「わがいといがわ」のひとづくり ～糸魚川を愛し、誇りを持って「わがいといがわ」と言えるひとづくり～
基本方向	健やかで生涯学び続けるひとづくり 郷土の文化を継承し、個性ある地域を創造するひとづくり

## イ【関連計画】

### (ア)第2期 糸魚川市 まち・ひと・しごと創生総合戦略

(策定年月：令和2（2020）年3月）

項目	本計画に関わる内容
基本方針	糸魚川の強みを活かして市民の愛着と誇りを育てるまち
基本目標	糸魚川愛を育て人で未来をつなぐまちづくり
施策	<p>【子どもたちに未来をつなぐ】</p> <p>○ふるさと糸魚川学習支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●糸魚川ユネスコ世界ジオパークへの理解と郷土愛を育むために、生活科や総合的な学習の時間における地域人材と地域ジオサイトの有効活用に対する支援を行います。</li> </ul>

### (イ)糸魚川都市計画マスタープラン

(策定年月：平成31（2019）年3月）

項目	本計画に関わる内容
基本理念	豊かな自然に包まれた、市民が安全に安心して暮らせる翠の交流都市づくり
方針	<p>【自然環境保全・都市環境形成の方針】</p> <p>本市の貴重な資源を保全しながら、地域固有の歴史・文化資産を次世代に継承するとともに、地球温暖化などの環境問題に対応した持続可能な循環型社会を構築するため、総合的かつ計画的な施策を講じていきます。</p> <p>【都市景観形成の方針】</p> <p>本市特有の自然景観、歴史・文化景観、市街地景観、人と自然との関わりの中で育まれた集落景観を、かけがえのない地域資源として次世代に継承するため、必要な施策を講じて保全するとともに、交流促進に向けた活用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的な面影を残す北国街道については、街道沿いの歴史的な建築物などの保存と活用を検討します。</li> <li>●松本街道（塩の道）については、街道沿いの歴史・文化的遺構の保全を図るとともに、塩の道起点まつり等の各種ソフト事業と連携した活用を展開していきます。</li> <li>●北国街道と松本街道（塩の道）が交差する糸魚川駅北側のエリアは、江戸時代には宿場町として栄え、参勤交代の本陣が置かれるなど、歴史性があるほか、水を活かした醸造業などの伝統産業が受け継がれてきたことから、かつての風情ある面影を活かした景観づくりを推進します。</li> <li>●国指定文化財である白山神社本殿、山口家住宅等をはじめ、本市の歴史・文化的な景観資源を保全・活用するとともに、点在する景観資源のネットワーク化を検討します。</li> <li>●国の天然記念物に指定されている「小滝川硬玉産地」（小滝川ヒスイ峡）や「青海川の硬玉産地及び硬玉岩塊」（青海川ヒスイ峡）、名勝に指定されている「おくのほそ道の風景地 親しらず」については、歴史的景観として残すために、保存と整備を推進します。</li> <li>●新潟県の史跡に指定されている相馬御風宅については、相馬御風の功績を広く周知し、交流人口の拡大に向けた保存と活用を推進します。</li> </ul>

(ウ)糸魚川市地域防災計画

(策定年月：平成 25 (2013) 年 7 月)

項 目	本計画に関わる内容
災害予防	<p>市は、文化財の現状把握に努めるとともに、文化財所有者に地震や津波、風水害への予防措置に係る指導・助言を行う。</p> <p>また、文化財所有者は地震や津波、風水害から文化財を保護するため、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。</p> <p>○建造物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財所有者は、文化財を修理・保存し建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。</li> </ul> <p>○美術工芸品、有形民俗文化財</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財所有者は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。</li> </ul> <p>○史跡、名勝及び天然記念物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、地震や津波、暴風・洪水時の倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。</li> </ul>
応急対策	<p>文化財所有者は、地震や津波、暴風・洪水等により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請するとともに、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないよう必要な措置をとる。</p>

(イ)糸魚川市環境基本計画

(策定年月：令和 2 (2020) 年 3 月 計画期間：令和 2～11 年度)

項 目	本計画に関わる内容
基本目標	生きものと大地の営みを感じるまち
施 策	<p><b>【大地とふれあうジオパークの保全・活用】</b></p> <p>○貴重な自然公園や地形・地質の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市内に点在する特徴ある地形・地質などのジオサイトを環境教育のフィールドとして保全し、活用を図ります。</li> </ul> <p>○自然とのふれあいの場の整備・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自然と触れ合える体験学習の場として里山や森林や野山、海岸や河川を活用した各種イベントを実施し、参加型学習会、ジオパークに関連した学習会を開催します。</li> </ul> <p><b>【生物の多様性の保全と持続的な利用】</b></p> <p>○生物の良好な生息・生息地の把握と保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●貴重な生物とその生息（生育）地の保全を図るため、野生動物の違法な捕獲や山野草の乱獲・採取、生態系に悪影響を及ぼす行為の撲滅を図ります。</li> </ul>

(オ)糸魚川市生涯学習推進計画

(策定年月：平成 29 (2017) 年 3 月 計画期間：平成 29～令和 5 年度)

項 目	本計画に関わる内容
基本理念	「学ぶ、生かす、つなげる」～人をはぐくみ地域をつくる～
基本目標	自ら進んで『学ぶ』 市民が心豊かに充実した生活を送るために、多様な学習機会を創出し、自ら進んで楽しく学習できる取組を進めます。 学んだ成果を『生かす』 学習した成果を生かせる環境をつくり、世代を問わず人と人との交流を図りながら、学習の成果を地域の課題解決や地域活動への参画促進に生かす取組を進めます。 人と人が『つながる』 学習を通じて人と人がつながり、仲間づくりから地域づくりへ進展する取組を進めます。

(カ)糸魚川市過疎地域持続的発展計画

(策定年月：令和 3 (2021) 年 9 月 計画期間：令和 3～7 年度)

項 目	本計画に関わる内容
施 策	<p>【地域固有の歴史・文化の継承と活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の適正な保存管理と積極的な活用を図るため、管理の見直し、現状の確認調査、ガイドブックの作成、案内板や解説板等施設の整備を推進し、併せて体験学習などを通じてその価値を広く市民に広め、文化財保護に対する市民の理解を促進します。</li> <li>文化財を適正に収蔵管理するとともに、広く一般に公開するため、収蔵・公開方針の検討を進め、一元的な収蔵・公開を目指した施設の整備を検討します。</li> <li>貴重な伝統文化を次世代へ継承するため、地域の伝承、保存活動を支援するとともに、市民への公開、啓発活動を行いながら、伝承、保存活動に対する市民の理解と協力を促進します。</li> <li>フォッサマグナミュージアムの施設維持のため、耐用年数に応じた施設と設備の更新を行います。</li> <li>フォッサマグナミュージアムが所蔵する資料の活用を図るため、収蔵能力の拡大と収蔵施設整備を検討します。</li> <li>糸魚川ー静岡構造線の断層露頭の保全を図るため、看板等の整備による国指定の天然記念物である旨の周知や、新たに策定するフォッサマグナパーク保存活用計画に基づく適切な維持管理や野外展示の改良を行います。</li> </ul>

ウ【ジオパークの計画】

(7)糸魚川ユネスコ世界ジオパーク第3期ジオパーク戦略プロジェクト

(策定年月：令和 4 (2022) 年 計画期間：令和 4～8 年度)

項 目	本計画に関わる内容
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと糸魚川を知り・学び・発見することによって、ふるさとの価値を再認識する。</li> <li>ふるさと糸魚川の価値を守り・活かし・伝えることによって、ふるさとへの愛着と誇りを醸成する。</li> <li>ふるさと糸魚川を磨き上げ、国内外に発信することによって、交流人口の拡大を図り、持続可能な発展を目指す。</li> </ul>

## エ【個別の文化財の計画等】

### (ア) 名勝おくのほそ道の風景地「親しらず」保存活用計画

(策定年月日：平成 29 (2017 年) 年 3 月)

項 目	本計画に関わる内容
計画内容	「名勝おくのほそ道の風景地 親しらず」を確実に保存し、有効に活用するための計画です。

### (イ) 名勝おくのほそ道の風景地「親しらず」整備基本計画

(策定年月日：平成 30 (2018 年) 年 3 月)

項 目	本計画に関わる内容
計画内容	「名勝おくのほそ道の風景地 親しらず」の整備基本計画です。

### (ウ) 史跡長者ヶ原遺跡保存管理計画

(策定年月日：平成 2 (1990 年) 年 3 月)

項 目	本計画に関わる内容
計画内容	「史跡長者ヶ原遺跡」を確実に保存し、有効に活用するための計画です。

### (エ) 長者ヶ原遺跡周辺環境整備基本計画

(策定年月日：平成 7 (1995 年) 3 月)

項 目	本計画に関わる内容
計画内容	「史跡長者ヶ原遺跡」の環境整備基本計画です。

### (オ) 天然記念物小滝川硬玉産地保存管理計画

(策定年月日：平成 25 (2013 年) 年 3 月)

項 目	本計画に関わる内容
計画内容	「天然記念物小滝川硬玉産地」を確実に保存し、有効に活用するための計画です。

### (カ) 天然記念物小滝川硬玉産地保存整備計画

(策定年月日：平成 26 (2014 年) 年 3 月)

項 目	本計画に関わる内容
計画内容	「天然記念物小滝川硬玉産地」の保存整備計画です。

### (キ) 天然記念物青海川の硬玉産地及び硬玉岩塊保存管理計画

(策定年月日：平成 27 (2015 年) 年 3 月)

項 目	本計画に関わる内容
計画内容	「天然記念物青海川硬玉産地及び硬玉岩塊」を確実に保存し、有効に活用するための計画です。

### (ク) 天然記念物青海川の硬玉産地環境整備基本構想

(策定年月日：平成 24 (2012 年) 年 3 月)

項 目	本計画に関わる内容
計画内容	「天然記念物青海川硬玉産地」の整備基本構想です。

#### (ケ) 史跡相馬御風宅保存管理計画

(策定年月日：平成 24 (2012 年) 年 3 月)

項 目	本計画に関わる内容
計画内容	「史跡相馬御風宅」を確実に保存し、有効に活用するための計画です。

#### (ク) 史跡相馬御風宅修理復原基本計画

(策定年月日：平成 24 (2012 年) 年 3 月)

項 目	本計画に関わる内容
計画内容	「史跡相馬御風宅」の修理復原基本計画です。

### オ【新潟県の関連計画】

#### (ア) 新潟県文化財保存活用大綱

(策定年月：令和 2 (2020) 年 3 月 計画期間：平成 30～令和 5 年度)

項 目	本計画に関わる内容
将来像	「日々の暮らしの中に文化財がある新潟」
方向性	<ul style="list-style-type: none"><li>●文化財を適切に保存し、積極的な活用により文化財愛護精神とふるさとを愛する心の醸成を図ります。</li><li>●地域固有の文化財の魅力向上と発信により人々の関心を高め、個性的で活力あるまちづくりに寄与することで、文化財を未来に継承します。</li></ul>
取 組	<ul style="list-style-type: none"><li>●文化財を未来に継承する人材を育成します。(文化財の継承者、県・市町村の専門人材)</li><li>●景観とともに味わう文化財の活用を強化します。(AR 等によるガイド、ユニークベニュー)</li></ul>

#### (イ) 糸魚川地域振興プラン (新潟県)

(策定年月：平成 31 (2019) 年 4 月 計画期間：平成 31～令和 6 年度)

項 目	本計画に関わる内容
基本理念	「住みよい糸魚川・行ってよかった糸魚川」の実現
施 策	<b>【ふるさとの魅力を生かした地域づくりの推進】</b> ○ジオパークを活かした交流人口の拡大 <ul style="list-style-type: none"><li>●ジオパークの豊かな大地がもたらす国石ヒスイや紅ズワイガニ、アンコウ、五蔵の酒などの豊かな食と奴奈川姫の伝説などの歴史・文化を結び、物語性を持たせることで、糸魚川ならではの魅力づくりを進めます。</li></ul>



## 4 計画作成の体制・経過

地域計画の作成に当たり、任意の協議会である糸魚川市文化財保存活用地域計画策定委員会を設置のうえ、計画内容を検討し、加えて庁内検討や市民参加のワークショップを実施し、意見を反映しました。その後、糸魚川市文化財保護審議会から意見聴取を行いました。

表1 糸魚川市文化財保存活用地域計画策定委員会

所 属	氏 名	備 考
文化財保護審議会副会長	井伊 正憲	
元環境審議委員	磯貝 千恵	
総合計画審議委員	伊藤 薫	
新潟大学名誉教授 民俗音楽学	伊野 義博	委員長
木地屋会 民俗資料学	小椋 裕樹	
青海竹のからかい保存会	小野 清隆	
奈良大学名誉教授 考古学	坂井 秀弥	
梅海岳友会	長野 ひとみ	
ジオパークガイド	水島 美恵子	
文化財保護審議会会長	吉田 信夫	副委員長

表2 糸魚川市文化財保護審議会

担 当 分 野	氏 名	備 考
歴史資料	井伊 正憲	副会長
天然記念物	池亀 正文	
民俗文化財	小椋 裕樹	
天然記念物	倉又 良秋	
民俗芸能	小林 忠	
歴史資料・美術史	佐藤 憲丈	
教育・普及	室川 則	
民俗芸能・習俗	吉倉 正紀	
歴史資料	吉田 信夫	会長

表3 作成経過

開催日		名 称
令和3年度(2021)	10月12日	第1回糸魚川市文化財保存活用地域計画策定委員会
	1月18日	第2回糸魚川市文化財保存活用地域計画策定委員会
	3月14日	第3回糸魚川市文化財保存活用地域計画策定委員会
令和4年度(2022)	6月11日	市民ワークショップ
	7月20日	第4回糸魚川市文化財保存活用地域計画策定委員会
	9月30日	第5回糸魚川市文化財保存活用地域計画策定委員会
	11月10日	地域計画庁内説明会
	11月14日	地域計画関係団体説明会
	11月21日	第6回糸魚川市文化財保存活用地域計画策定委員会
	1月4日～ 2月3日	パブリックコメント
	2月21日	第7回糸魚川市文化財保存活用地域計画策定委員会
	3月3日	糸魚川市文化財保護審議会意見聴取

## 5 計画の進捗管理と自己評価の方法

個々の施策を効率的かつ効果的に進めるため、市が主体となり、年度ごとに着実な進捗管理を行います。また、(仮称)糸魚川市文化財保存活用地域計画推進協議会にて、年度ごとの進捗について評価を行うことにより、計画の実施、推進を図ります。

本計画に掲げる施策の達成状況は、マネジメントサイクルであるPDCAサイクルで、計画の着実な推進を図ります。PDCAサイクルのうちP(Plan)は本計画の作成に際して各章で定めた措置に当たり、D(Do)、C(Check)、A(Action)の繰返しにより年度ごとに点検と見直しなどの自己評価を行います。

なお、認定を受けた地域計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定を受け(文化財保護法第183条の4)、また軽微な変更の場合には県を通じて文化庁へ報告することとします。軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更を言います。

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

## 6 文化財の定義

「文化財」は、文化財保護法において有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つに類型化されています。これらの6類型のほかに、文化財保護法には、埋蔵文化財及び文化財の保存技術についても規定されています。

本計画における文化財は、これらの国・県や市に指定等をされたものだけでなく、行政による保護措置が図られていない、糸魚川市にとって大切なモノやコトで次世代に継承していくべきと考えられる未指定文化財も含まれます。この未指定文化財には、文化財保護法の6類型に当てはまらない文化財も含まれます。

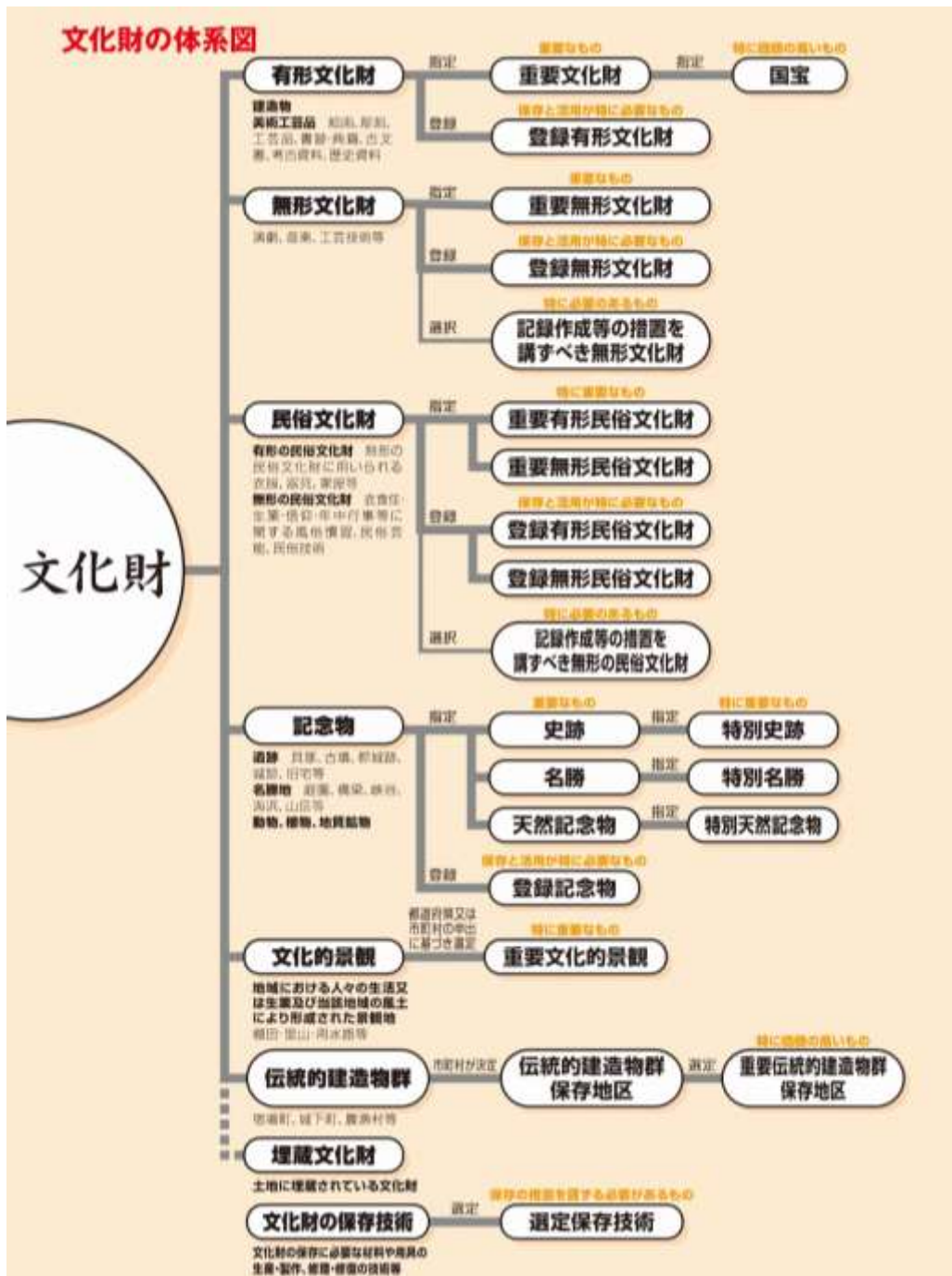


図3 文化財の体系図(出典:文化庁『文化財保護のあらまし』)